

# GPS事件弁論要旨(平成29年2月22日)

## 平成28年(あ)第442号窃盗等被告上告事件

### GPS事件弁護団

亀石倫子(かめいし・みちこ)、館康祐(たち・こうすけ)、小林賢介(こばやし・けんすけ)、西村啓(にしむら・あきら)、小野俊介(おの・しゅんすけ)、我妻路人(あがつま・みちと)。  
弁護団は全員大阪弁護士会所属。

#### はじめに

(弁護人 亀石倫子)

ぼくのような人間に、言う資格はないのかもしれません  
いけれど。  
初めて接見した日、被告人は、このように前置きをして話しが始めました。

「警察が、ぼくの車にGPSをつけていました」  
「ぼくは、ずっと監視されていました」  
「警察は、こんなことまでできるんでしょうか」  
本当にそのような捜査が行われているのか、確認はありませんでした。

もし本当なら、その捜査は、いまの法律では許されないのでないか。  
しかし、そう主張することを、すぐには決断できませんでした。

GPSを取り付けたことを、警察は認めないかもしれません。

裁判に長い時間がかかると思いました。  
被告人の身体拘束が、長くなるかもしれません。  
私たちの主張は無視され、被告人の量刑が重くなることだってあるかもしれません。

これまでに、GPS捜査の対象になった多くの被疑者や被告人、そしてその弁護人は、そう考えてあきらめたのかもしれませんでした。

被告人と、私たち6人の弁護人は、だからこそ、この裁判で主張しなければならないと思いました。

GPS捜査の実態はなかなか明らかになりませんでした。

捜査機関が、「秘密の保持」を徹底していたからです。

捜査段階で作られた多くの書類が、廃棄されてい

ました。

開示された書類も、肝心な部分が黒塗りされました。

公判が始まるまで、1年かかりました。  
この1年のあいだに、私たちは、警察が実際に取得していた位置情報の履歴を手に入れました。

数分おき、数十秒おきに、位置情報が検索されていました。

検索した回数は、ひと月に700回を超えることもありました。

私たちは、実際に警察官が、GPSを取り付けるために侵入した場所へも行きました。

ラブホテルの駐車場の入口は、厚いカーテンで覆われて、中が見えませんでした。

私たちは、GPSを手に入れ、車に取り付けて、追跡する実験をしました。

車が高速道路を走って京都方面へ向かっている様子

病院の駐車場に停車していること  
宗教施設の敷地内に入っていたこと  
スマートフォンの画面をクリックするだけで、手に取るように、車の動きがわかりました。

実験にかかった費用は、わずか、数千円でした。  
私たちは、被告人に対しておこなわれたGPS捜査を、かんたんに再現することができました。

そして、得体の知れないおそろしさを感じました。  
このGPS捜査の実態を、長い間、国民の誰もが知らなかつたのです。

これは、被疑者や被告人だけの問題ではない。  
私たち、国民みんなに関わる問題だと思いました。

## GPS利用検査の性質と規制のあり方 (弁護人 小林賢介)

### 1 「特別の根拠規定がなければ許容することが相

#### 当でない手段」の意味

「特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」。

40年以上前、最高裁判所は、強制処分の意味について、このように述べました。

私たち弁護人は、法科大学院で、刑事訴訟法の教科書で、何度もこの表現に接してきました。

どんなに必要性や緊急性があっても、きちんとルールを定めなければ、許されない検査。

あいまいなルールに基づく規制には、馴染まない検査。

最高裁判所は、強制処分の意味をこのように考えているはずです。

GPSによる行動の監視は、あいまいなルールでは制御できません。

### 2 GPS利用検査は強制処分である

「人の住居は、彼の城である。雨や風は入ることはできるが、国王は入ることはできない」。

この格言は、住居だけでなく、財産や、人の生活そのものに対してもあてはまります。

警察官が知らない間に、自動車の底に張り付いています。

この警察官は、疲れを知りません。

眠たくなりません。

食事も必要ありません。

トイレに行く必要もありません。

そして、決して自動車から離れることはありません。

指示があれば、いつでも、自動車の位置を報告します。

その報告は正確です。

しかも、自動車の位置をいつまでも記憶することができます。

現実には、このような警察官はいません。

GPS検査は、このような警察官による監視を意味します。

GPS検査は、このような警察官による財産と、私生活への、両方に対する侵入です。

所持品検査は、強制処分ではない。

尾行は、強制処分ではない。

確かに、これらを行うために、特別の根拠規定は必要ないとされています。

しかし、GPS検査は、知らない間に、財産に侵入し、人を監視し、その情報を記録し、分析を可能にします。たとえ所持品検査や尾行を受け入れたとしても、このような検査を受け入れる人は、いないはずです。

たとえ持ち物に傷がつかなくても、たとえ、実際に情報をとられていてなくとも、私たちは、このような検査を受け入れません。

GPS検査は、きちんとしたルールがなければ、許されません。

### 3 GPS利用検査に対する規制は国民の総意によるべきである

では、GPS検査は、どのようなルールのもとで許されるのでしょうか。

これを決めるのは検査機関ではありません。

決断するのは、主権者である国民です。

最高裁判所が強制処分の意味を述べたおよそ40年前、GPSは、軍事目的での開発が始まったばかりでした。

まだ実験段階で、位置情報を取得できる時間帯も限られていました。

このとき、GPSが、今日のように小型化・軽量化し、誰もがこれを低価格で手に入れることができます、こうした時代の到来を、予想できたでしょうか。

科学技術の進展はとどまる事をしりません。

それに伴い、私たちの権利意識も変化していきます。

近い将来、私たちが想像もしないような新しい検査が行われる日が、くるかもしれません。

そのとき、私たちは、新しい検査を受け入れるのか、それとも、拒絶するのか。

裁判所がこれを予測することは困難です。

このような問題は、その時代に置かれた国民の総意に委ねるべきです。

現在、GPS検査は、国民の信頼を得ていません。国民の意見を尊重し、その熟議に期待し、その決断に委ねるべきです。

## 位置情報の要保護性

(弁護人 館康祐)

### 1 プライバシーは人が強く生きるために不可欠である

ある信仰を持ち、宗教団体の集まりに通う人がいました。

その宗教団体は、政府の行き過ぎた政策に疑問を呈していました。

彼は、政府から弾圧されるのではないかと心配でした。

それでも、その信仰を持ち続け、集会に通い続けることができました。

ある政治家を応援する活動をしている人がいました。

彼はそのことを周りに知られたくありませんでした。

それでも彼は、選挙事務所に行き、街頭演説も手伝いました。

彼らを、権力から守っているものは、プライバシーです。

信念の実現を可能にしているものは、プライバシーです。

心を許した人だけに、信念を打ち明けることを可能にしているものは、プライバシーです。

プライバシーがあつてはじめて、私たちは強く生きることができます。

### 2 位置情報は人の内面を映し、その扱われ方は人の生き方を左右する

私たちのプライバシー意識は、急速な変化を遂げました。

かつては、情報の発信者は限られていました。

かつては、情報はいずれ忘れられました。

かつては、情報の広がりは、地域社会に限られていました。

今は、誰もが情報の発信者になることができます。  
今は、情報の保存期間は半永久的です。

今は、情報は、全世界に広がる可能性があります。  
「道を歩いているのだから、位置情報を知られても仕方がない」

かつては、腑に落ちる説明だったのかもしれません。

でも、情報化社会に生きる私たちは、納得できません。

誰に記録されているのか。

どのような方法か。

どのような目的か。

いつまで保管されるのか。

目的以外に使われることはないのか。

私たちは、こんにち、情報の扱われ方をおそれています。

位置情報は、人の内面を映し出します。

病院にいれば、病気だと思われます。

お寺や神社にいれば、その信仰を持っていると思われます。

裁判所にいれば、紛争を抱えていると思われます。  
なんの説明もいりません。

監視ではなく自由を、恐れではなく希望を求めて、私たちは生活しています。

位置情報の扱われ方は、私たちの生き方を左右します。

## おわりに

(弁護人 館康祐)

### 1 権力による監視は、国民全体の問題である

権力がGPSによって位置情報を把握する対象は、今は被疑者や被告人だけかもしれません。今は、ほとんどの人は、自分はGPSを取り付けられることはないだろうと思っています。

ドイツで、ナチスを支持していた牧師がいました。彼は、最終的にはナチスによって、強制収容所に送られています。そのときのことを、次のように語っています。

最初に彼らが共産主義者を弾圧したとき、私は抗議の声をあげなかった。

なぜなら私は、共産主義者ではなかったから。

彼らが労働組合員たちを攻撃したときも、

私は抗議の声をあげなかった、

なぜなら私は労働組合員ではなかったから。

やがて彼らが、ユダヤ人たちをどこかへ連れて行つたとき、

やはり私は抗議の声をあげなかった、

なぜなら私はユダヤ人ではなかったから。

そして、彼らが私の目の前に来たとき、  
私のために抗議の声をあげる者は、誰一人として  
残っていなかった。

今は被疑者や被告人だけかもしれません。しかし、  
今後は、特定の政治活動をしている人が対象になる  
かもしれません。宗教団体が対象になるかもしれません。  
税金を納めない人が対象になる日がくるかもしれません。

権力の暴走は、すでに始まっているのです。

を選ぶのか、それとも、権力の暴走をとめ、個人が  
強くあるためのプライバシーを大切にする社会を選ぶ  
のか、この裁判が1つの分岐点になるでしょう。

10年後、20年後に、私達がこの裁判を振り返っ  
たとき、正しかったと思えるような判断をしていただき  
たいと思っています。私たちの子孫がこの裁判のこと  
を知ったときに、私達を憎むのではなく、感謝してく  
れるような判断になることを願っています。

以上

本稿は、2017年2月22日に最高裁大法廷で行われた弁護  
側の弁論です。本号の「この弁護士に聞く㉚」(4頁)、松田岳士  
「令状なしのGPS捜査が違法とされた事例」(99頁)もご覧くだ  
さい。



## 2 この裁判の意義

平成27年6月5日、この裁判の第一審が、GPS端  
末を取り付ける検査を強制処分とし、令状なくGPS  
検査をするのは違法だと判断しました。その後も、  
GPS検査を違法とした裁判例が出来ました。しかし、  
検査機関はGPSを取り付けることをやめません。

権力の暴走をゆるし、権力が国民を監視する社会